

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業協同組合法
根拠条項	第95条の2
処分の概要	組合等の解散命令
法令の定め	農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号) 第95条の2 次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。 1 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。 2 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から1年を経過してもなおその事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したとき。 3 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html</a> )